

(身体拘束等の禁止)
 第四十二条 指定知的障害児施設は、指定施設支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。
 (虐待等の禁止)

第四十三条 指定知的障害児施設の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 (懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十四条 知的障害児施設の長たる指定知的障害児施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
 (秘密保持等)

第四十五条 指定知的障害児施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 2 指定知的障害児施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定知的障害児施設は、指定障害福祉サービス事業者等(障害者自立支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児若しくは当該障害児に係る施設給付決定保護者又はその家族の同意を得ておかなければならない。
 (情報の提供等)

第四十六条 指定知的障害児施設は、当該指定知的障害児施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定知的障害児施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
 2 指定知的障害児施設(指定第一種自閉症児施設を除く。)は、当該指定知的障害児施設について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)
 第四十七条 指定知的障害児施設は、障害者自立支援法第五十七条に規定する相談支援事業を行う者(以下、相談支援事業者)という。若しくは障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対して、障害児又はその家族に対して当該指定知的障害児施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定知的障害児施設は、相談支援事業者若しくは障害福祉サービスを行う者又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
 (苦情解決)

第四十八条 指定知的障害児施設は、その提供した指定施設支援に関する障害児若しくは当該障害児に係る施設給付決定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
 2 指定知的障害児施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定知的障害児施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第二十四条の十五第一項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定知的障害児施設設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び障害児若しくは当該障害児に係る施設給付決定保護者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定知的障害児施設は、都道府県知事からの求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事に報告しなければならない。

5 指定知的障害児施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)
 第四十九条 指定知的障害児施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
 (事故発生時の対応)

第五十条 指定知的障害児施設は、障害児に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 2 指定知的障害児施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について、記録しなければならない。

3 指定知的障害児施設は、障害児に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 (会計の区分)

第五十一条 指定知的障害児施設(指定第一種自閉症児施設を除く。)は、当該指定知的障害児施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
 (記録の整備)

第五十二条 指定知的障害児施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
 2 指定知的障害児施設は、障害児に対する指定施設支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十八条第一項に規定するサービスの提供の記録
 - 二 第二十四条第一項に規定する施設支援計画
 - 三 第三十二条に規定する都道府県への通知に係る記録
 - 四 第四十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第五十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録
- 第三章 指定知的障害児通園施設の人員、設備及び運営に関する基準
 第一節 人員に関する基準

(指定知的障害児通園施設の従業者の員数)

第五十三条 指定知的障害児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 児童指導員及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。
 - ロ 児童指導員 一以上
 - ハ 保育士 一以上
- 三 栄養士 一以上
- 四 調理員 一以上